

令和7年 第10回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年11月5日（水）14：00～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤優子 3番：仲摩茂敏 4番：平 祥尚 5番：佐々木洋子

7番：衛藤眞弓 8番：佐藤暁史 9番：飯田祥治朗

推進委員

10番：多田貫緑 11番：森 眞一 12番：野田政春 13番：手島政弘

14番：佐藤頼久 15番：帆足政門 16番：熊谷厚己 18番：時松美智雄

19番：梅木由紀子 20番：佐藤 勉 21番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 14時00分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：7名 （農地利用最適化推進委員）：11名

欠席委員 （農業委員）：2名 （農地利用最適化推進委員）：1名

<会長あいさつ>

事務局長

皆さんこんにちは。

すいません研修会の方、大変お疲れ様でございました。

それではただいまから令和7年第10回ですね、九重町農業委員会を開会をいたします座って進めさせていただきます。

本日は、農業委員さんが7名出席2名欠席となっております。

1番矢方委員さん、6番小田委員さんが欠席となっております。また、農地利用最適化推進委員さんは11名出席1名欠席ということで、17番の徳永委員さんが欠席となっております。

農業委員定数9名に対しまして農業委員の出席委員は7名です。

九重町農業委員会会議規則第7条の規定により過半数を満たしているため、成立することを報告をいたします。なお、副会長につきましては、今少し席を外しておりますのですぐに合流をされます。

それではこれからの進行は、九重町農業委員会総会会議規則第5条の規定によりまして会長が総会の進行を行います。

よろしくお願いいたします。

議 長

(あいさつ)

続きまして、議事録署名員ですけど7番8番委員さんをお願いしたいと思えます。

なお、総会での発言については会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を得てから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点おさえ簡潔をお願いします。私語は慎んでいただきたいと思えます。

議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、スムーズな進行にご協力をお願いします。

携帯電話あたりは、電源を切るなりマナーモードにするなり、よろしくお願いいたします。

それではただいまから、報告案件に入ります。事務局どうぞ。

事 務 局

議案書の1ページをお開きください。

議案第22号、農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい。ありがとうございます。

では報告23号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、事務局よりお願いします。

事 務 局

議案書の2ページをお開きください。

報告第23号、農地法第18条第6項の規定による届け出が1件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議 長

はい。ありがとうございます。

続きまして議案に移ります。

議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案書の3ページをお開きください。

議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第33号(番号1番～5番)を読み上げて説明。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは担当委員さんから説明をお願いします。

ということで、1番から3番までは徳永さんですけど、今日はお見えでないで私が変わっていきます。

1番目〇〇〇〇さん73か4です。私より1つ上です。

場所は〇〇〇〇の〇〇〇というところですか。〇〇〇の交差点から〇〇神社の方に行って途中、〇〇〇に入っていきます。そのままずっと上がって行って5軒目の左側です。

ここは〇〇さんのお父さんお母さんも亡くなって、ついこの間まで帰っておられましたがもう売りたいと、家屋敷売りたいということで空き家バンクに登録されてまして、そこでこの譲受人の〇〇さんが今手続きをされてるみたいです。

まだ、はっきりはこれできてないという話だったみたいです。この〇〇さんは、〇〇〇〇の自然学校に勤めております。だからここに居住しようという気持ちで来られてるみたいで、この畑は家のそばにある畑でちょこっとした所にある畑です。農業委員会にこれは上がりまして、ここに議案として上がっております。

次に2番と3番。これは〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんが兄さんです、〇〇〇〇さんは弟になります。兄弟で贈与したっちゃうのは、理由は〇〇さんの家がある土地が〇〇〇〇さんの土地だったみたいです。それを〇〇〇〇さんが家の権利を取りたいがために、〇〇〇〇さんの田んぼを〇〇さんに譲るというふうな兄弟で交換したというふうなことであります。

場所を言いますと〇〇集会所、旧〇〇小学校の手前に〇〇川があつて橋があります。その橋の手前の右下が〇〇〇〇さんの家です。そこからずっと奥に入って、一番奥が〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに渡る田んぼ。それからその下は〇〇さんがそのまま。その下4枚が〇〇さんの名前が〇〇さんになったと。

これは〇〇さんが〇〇さんの宅地を譲ったということで、こっちに変えたという話だったみたいです。以上です。

20番委員

4番。

議長

はい、佐藤です。

20番委員

20番。

〇〇〇〇さん、本人とはちょっと連絡取れなかったんですけど。場所は〇〇〇、〇〇〇の小学校のそばから〇〇〇、〇〇〇に上がる道があります。それを上がって1軒目の右側が自宅であり、道を挟んで反対側に納屋倉庫があります。そこが〇〇〇〇番〇になります。

議長

以上です。

18番委員 続きまして5番。
議 長 18番時松です。
18番委員 18番。
畑の〇〇〇〇番〇ってというのは、〇〇に入って〇〇〇〇の方に行きますと左側に〇〇さんの自宅があります。その自宅のすぐそばがこの畑になります。〇〇〇の原野。これは、それから自宅から〇〇〇〇の方に向かって行くと右側にちょっと上った奥になるんですけど、そこになります。
あと、〇〇〇〇の方。〇〇集会所から左の方にずっと田んぼの中に入って行って、奥まった所の右側に入って、いくつもありますけど確か2枚って聞いているんですけどそこになります。以上です。
議 長 はい、ありがとうございます。
それでは質疑に入りたいと思います。何か質問がある方。
13番委員 はい、13番手島です。
議 長 13番。
13番委員 5番の〇〇さん。この人は〇〇自動車のオーナーで、〇〇〇さんは私も近くなので知っているのですが。怪我をされてね、農業が出来るような状態ではないやけどこの農地は誰かが作ってくれよる。
18番委員 原野の方は確か〇〇〇〇君が草地としてしているし、田んぼの方は〇〇さんが作っています。
議 長 他にありますか。ないようでしたら採決に入ります。
議案第33号。1番から5番について賛成の方挙手を求めます。
はい。全員賛成と認めます。
よって本件は原案の通り、承認すると決定いたしました。
続きまして、議案第34号。
非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 議案書の5ページをお開きください。
議案第34号、非農地証明願について。
議案第34号（番号1番～2番）を読み上げて説明。
議 長 はい。ありがとうございます。それでは、担当者の方から。
事 務 局 担当はありません。今説明したとおりです。
議 長 それでいいと。担当ないよね。
質疑を受けますどなたかこれに対してあるようでしたら。ありませんか。ないですね。それでは採決に入ります。
これに賛成の委員さんは挙手お願いします。
ありがとうございます。

議案第34号、番号1番2番の案件について全員賛成と認めます。よって本件の原案通り、当総会で承認させると決定いたしました。本日の議案は以上となります。